

§5. 選別・積込マニュアル

1. マニュアルの方針

1-1 選別・積込作業工程では廃棄物を取り扱うことから、汚染拡散防止対策が必要であり、かつ作業安全性にも留意する必要がある。

したがって、選別ヤードにおける環境リスクの低減と安全性かつ効率性を目的として、マニュアルを作成する。

1-2 選別・積込工程において、汚染拡散防止、作業安全性の確保及び工事工程管理を目的として、掘削物の保管・仮置方法、選別方法、選別処理物の保管・仮置方法及び積込方法について定めるものである。

1-3 本マニュアルは、廃棄物の状況や受入先の条件等によって適宜見直しを行う。

2. マニュアルの適用範囲

2-1 (適用工程)

本マニュアルにおける適用範囲は、掘削工程で掘削物の仮置工程、選別工程及び積込工程とする。

2-2 (適用対象主体)

本マニュアルは、掘削、選別・積込グループ及び全体管理グループを対象としたものである。

【解説】

本マニュアルにおける適用範囲は、図 5.1 に示す掘削物の仮置工程、選別工程、積込工程とし、各工程における作業手順、留意事項、管理事項等について定めるものである。

(掘削から積込までの作業フロー)

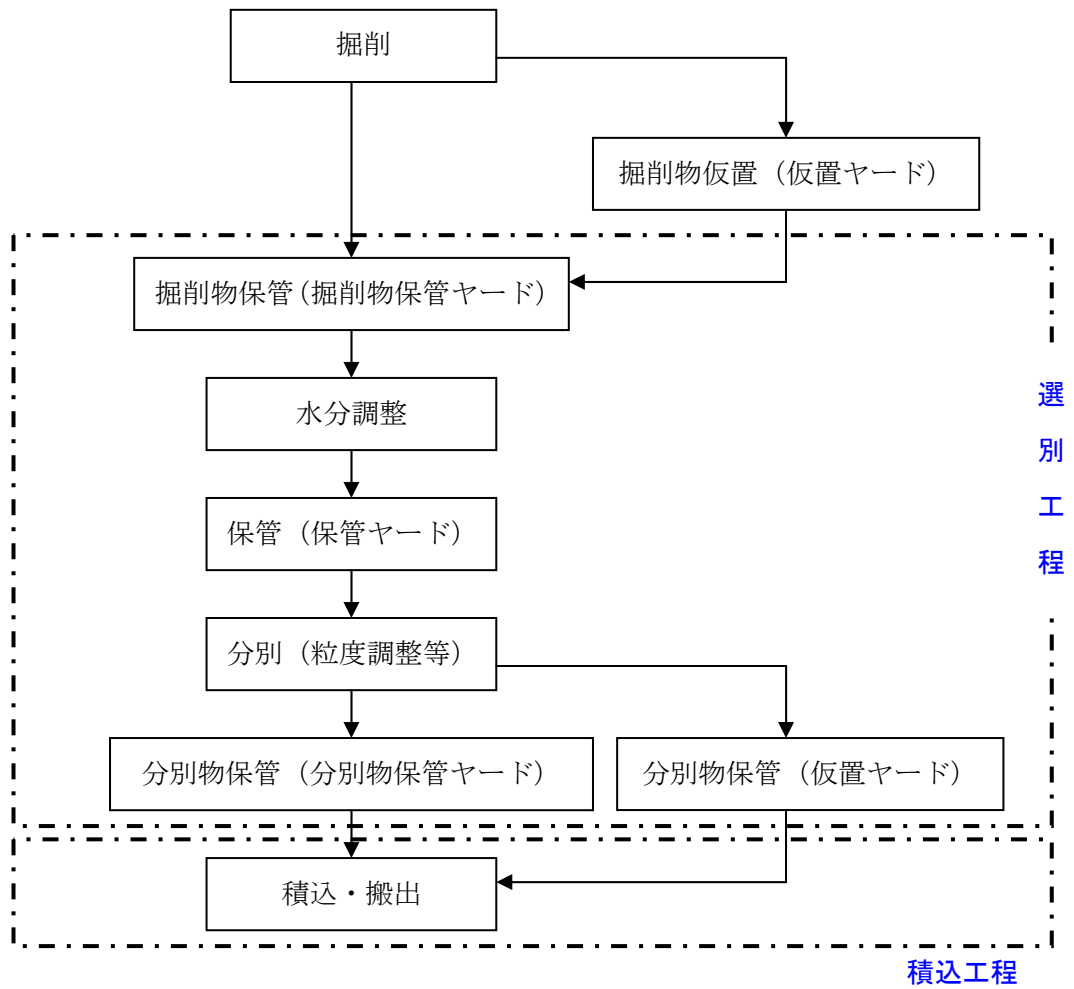


図 5-1 掘削から積込までの作業フロー

3. 選別工程の管理

3-1 (選別処理の目的)

掘削廃棄物は、受入施設側の受入条件に適合させるために分別する。また、受入施設側の受入条件によって適宜分別種類を変更するものとする。なお、現状では、3種類(40 mmアンダー、40 mm～100 mm、100 mmオーバー)に分別している。

3-2 (選別ライン区分の表示)

選別ヤードの選別ラインは東側と西側の2ラインがあり、また、選別処理対象物は特管産廃と普通産廃の2種類がある。特管産廃と普通産廃の混合を避けるため、現在処理している選別ラインが特管産廃ラインか普通産廃ラインが分かるように看板等で表示する。

【解説】

(選別処理対象外の廃棄物)

RDF 様物、廃食品等の廃棄物は、場外に直接搬出するため選別処理は行わない。

(本格撤去選別ヤードの位置)

本格撤去選別ヤードの位置は、一次撤去選別ヤードの北側である。

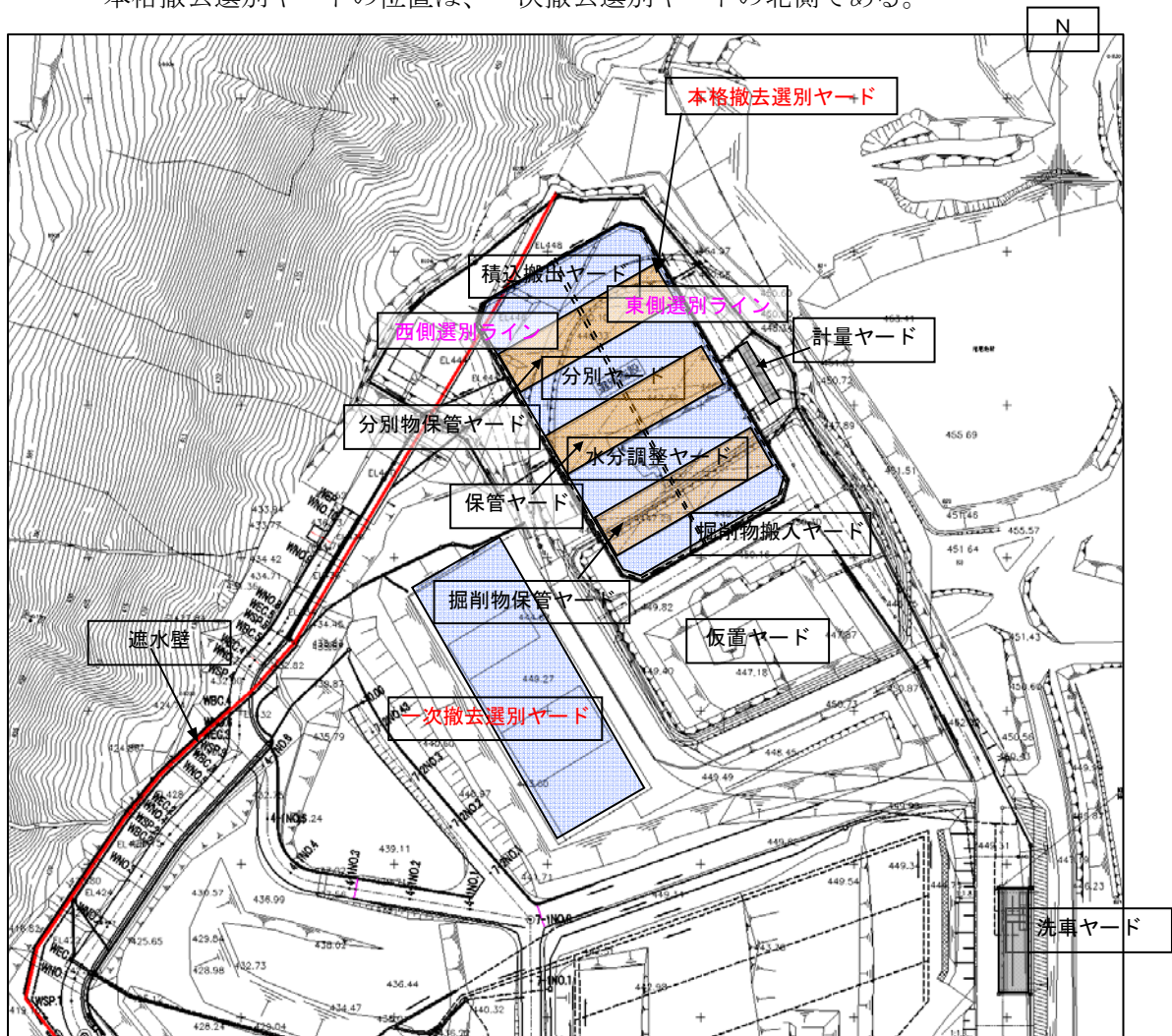


図 5-2 本格撤去選別ヤードの位置

(本格撤去選別ヤードの概要)

本格撤去選別ヤードは、図 5-3 に示すように掘削物搬入ヤード、掘削物保管ヤード、水分調整ヤード、保管ヤード、分別ヤード、分別物保管ヤード、積込搬出ヤードからなる。

選別ラインは東側と西側の 2 ラインで構成され、1 ラインの処理能力は 250 t / 日で 2 ライン合わせて 500 t / 日である。各保管ヤードの保管容量は、1 ラインあたり 2 日分で、各保管ヤードには雨水が入らないように屋根を架設している。

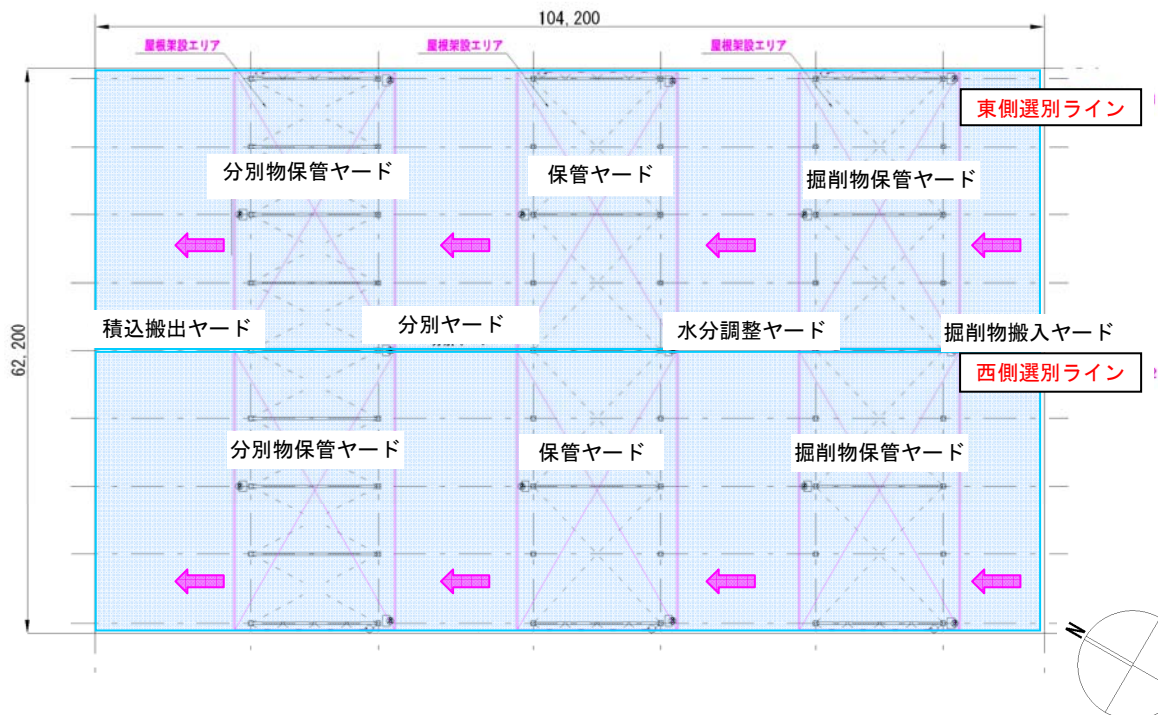


図 5-3 本格撤去選別ラインの概要

(選別処理物の種類)

選別処理物の種類は、以下のとおりである。

- ①特管産廃の水分調整物
- ②普通産廃の水分調整物
- ③特管産廃の分別物 (i. 粒径 40mm 以下、ii. 粒径 40~100mm)
- ④普通産廃の分別物 (i. 粒径 40mm 以下、ii. 粒径 40~100mm)
- ⑤100mm以上の石等
- ⑥金属片等の有価物

ただし、受入施設及び受入条件によって分別種類は変更になるため適宜見直しを行う。

(選別工程内容)

選別工程には、水分調整作業と分別作業がある。水分調整作業は、分別作業の効率を上げるために行い、分別作業は、受入施設及び受入条件に適合するために掘削廃棄物を粒度毎に分別する。

分別の種類は、i) 40 mmアンダー、ii) 40 mm～100 mm、iii) 100 mmオーバーの3種類である。ただし、受入施設及び受入条件によって分別種類は変更になる。

(選別処理物の保管)

選別処理物は、各種類毎に保管ヤードまたは仮置ヤードに仮置きする。

保管ヤードまたは仮置ヤードの保管物の種類が分かるように看板等で表示する。

(石等の洗浄)

有用物となる100mm以上の石や金属片等は洗浄処理する。

4. 積込工程の管理

4-1 (積込・搬出)

分別された廃棄物は、運搬車両へ積込みし、受入施設へ搬出される。積込・搬出時には、搬出廃棄物が受入施設の受入条件に適合していること及び過積載防止のため積載重量を確認する。

【解説】

(積込)

分別廃棄物の運搬車両への積込では、目視にて受入施設の受入条件に適合しない粒径の大きいものや異物を排除する。

(過積載防止)

運搬車両は過積載を防止するために計量ヤードのトラックスケールで重量をチェックする。

(分別廃棄物と搬出先の整合性)

分別廃棄物は、粒径による分類や特管産廃と普通産廃に分けられる。分別した廃棄物が搬出先と合っているか確認する。

5. 仮置ヤードの設置と管理

5-1 (仮置ヤードの設置)

掘削物や選別処理物を仮置・保管するために必要に応じて仮置ヤードを設置する。

【解説】

(仮置ヤードの設置場所)

仮置ヤードは、廃棄物掘削状況や選別状況等に応じて必要なときに設置する。仮置ヤードの設置場所は掘削作業や選別積込作業に影響がないようにエリアに設定する(設置例：図 5-4 参照)。

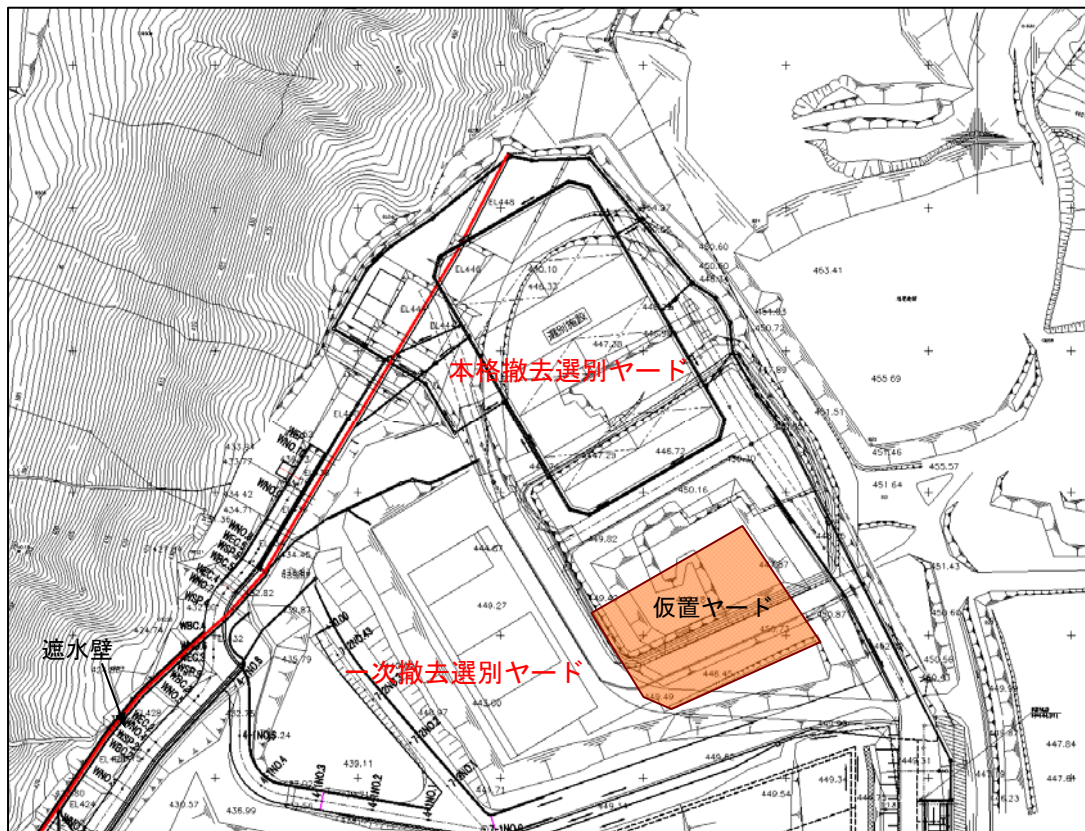


図 5-4 仮置ヤードの設置例

(仮置の留意事項)

- ① 仮置物の種類が分かるように、看板等で表示する。
- ② 仮置物の盛土は、法面が崩れないように法勾配や法高さなどに留意する。
- ③ 仮置物と地盤面が接触しないように、ヤード表面をシート等で養生する。
- ④ 種類が異なる仮置物を保管するときは、それぞれの仮置物が混合しないようにシート等で養生する。
- ⑤ 雨水による保管物の流出防止と浸出水処理量を低減させるために、仮置物の表面をシート等で養生する。
- ⑥ 仮置ヤードの排水計画は、雨水と浸出水が分離できるような計画とする。

6. 本格撤去選別ヤードにおける留意事項

本格撤去選別ヤードには、付帯設備として図 5-5 に示す屋根、浸出水集排水設備、雨水集排水設備、周回道路がある。これらの付帯設備は、①保管ヤードへの雨水浸入抑制、②雨水と浸出水の分離排水、③運搬車両の動線確保のために設置している。

(保管ヤードへの雨水浸入抑制)

保管ヤードへの雨水浸入を防ぐために、屋根と防雨ネットが設置してある。

雨天時は防雨ネットを引いて雨水が入らないようにする。ただし、強風時には防雨ネットが破損する可能性があるため開放状態とする。

(浸出水と雨水の分離排水)

選別ヤードにおける作業ヤードや保管ヤード及び周回道路から発生した水は廃棄物と接触した浸出水となる。これらの浸出水を集排水するために本格撤去選別ヤードの周囲に浸出水集排水設備を設置している。また、屋根やキャッピングシート表面の雨水を集排水するために雨水集排水設備を設けている。

浸出水と雨水は分離して集排水できるようにする。

(運搬車両の動線)

運搬車両は、掘削廃棄物の搬入と分別廃棄物の搬出の動線を確保するために、原則的に選別施設の周回道路を図 5-6 に示す時計回りに周回する。

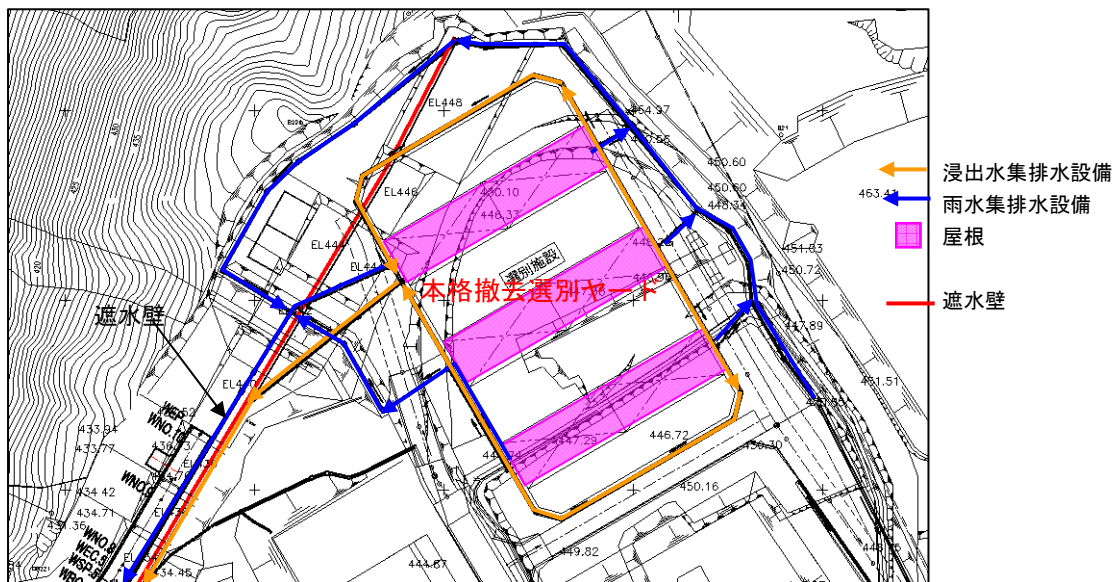


図 5-5 本格撤去選別ヤードの付帯設備

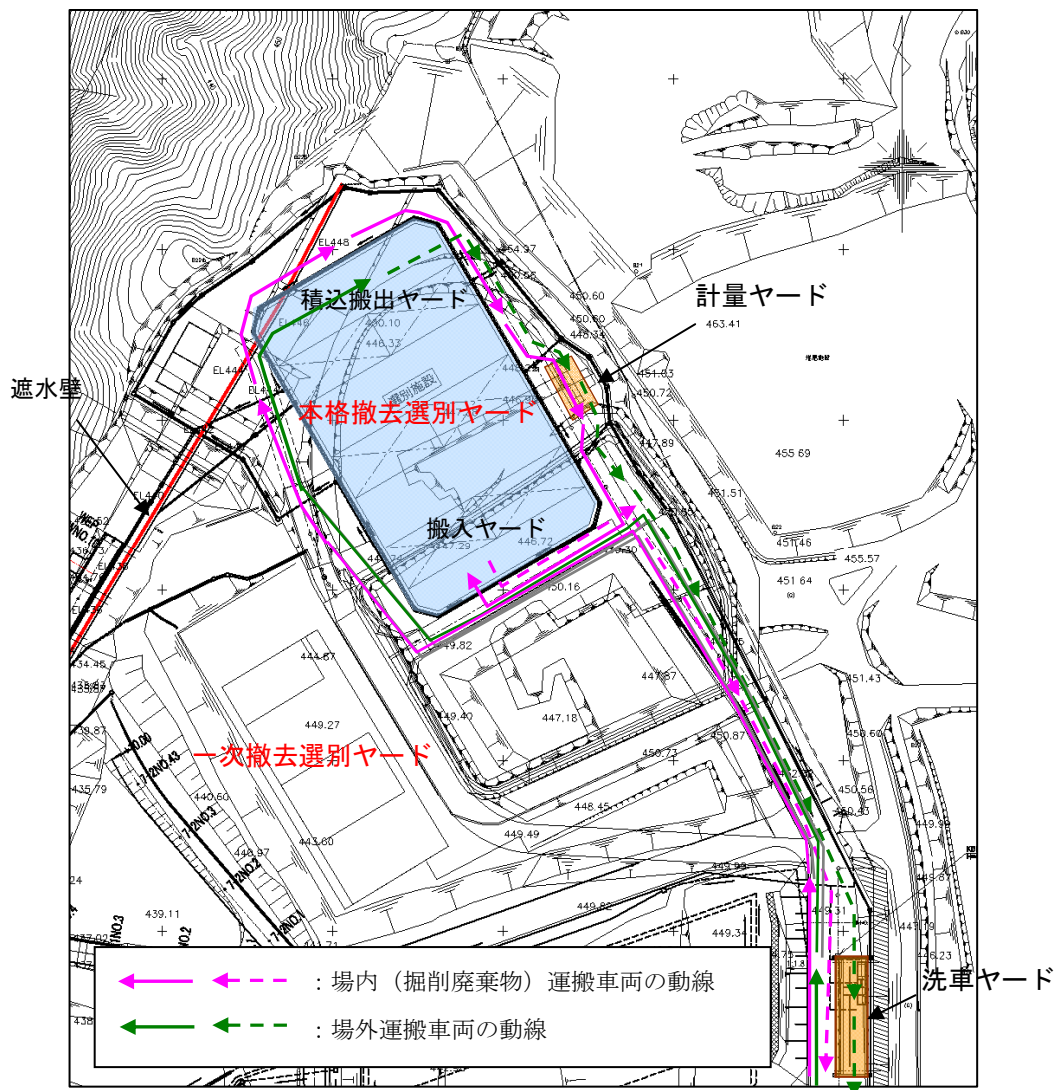


図 5-6 本格選別施設ヤード周回道路の道路動線